平成 29 年 12 月 16 日
AMUSE 規程第 3 号

改定　令和 5 年 5 月 28 日

医学生 及び 初期研修医 学会参加旅費等 助成規程

第1条　【目的】

この規程は、外科学に関心を有する医学生、及び初期研修医を対象に、将来外科医として一般社団法人 AMUSE への入社を勧誘するとともに、外科学に関する学会等への参加を促すため、旅費等の助成ついて必要な事項を定めることを目的とする。

第2条　【助成対象者】

旅費等の助成対象者は、旭川医科大学医学部に在籍し、外科学に関心を有する医学生、及び初期研修医で、いずれも将来、一般社団法人 AMUSE への入社を希望する者とする。

第3条　【助成対象】

1. 助成対象者が、国内で開催される外科学系の学会、セミナー、ワークショップ、講習（以下「学会等」という。）に参加する場合に、交通費、宿泊費、参加費を助成する。
2. 前項の宿泊費は、開催期間中に限り助成する。

第4条　【助成額】

1. 交通費及び宿泊費の合計額に対する助成の上限額は、次の各号の地域ごとに定めた額とする。

⑴　東北、関東 ‥‥60,000 円

⑵　甲信越、北陸、中部、関西、中国、四国、九州以遠 ‥‥80,000 円

2. 北海道内で開催の学会等（以下「地方学会等」という。）に参加する場合は、交通費及び宿泊費（上限 13,000 円）を助成する。なお、交通事情等の止む得ない理由により、開催地との往復に自家用車を使用した場合は、一律「公共交通機関の利用料金」とする。（大学規程に準ずる。）

※ HOPES 参加旅費についてはそれに限らない。

3. 学会等の参加費は、前2項の助成額とは別に実費額を助成する。

第5条　【助成回数】

助成の回数は、次のとおりとする。

1. 学会の参加は、原則一会計年度あたり2回までとする。
2. セミナー、ワークショップ及び講習のいずれかの参加は、原則一会計年度あたり1回とする。
3. 地方学会等への参加回数は、制限なしとする。

第6条　【申請手続】

1. 学会等または地方学会等に参加を希望する助成対象者は、予め指導教員の承認を得なければならない。
2. 学会等または地方学会等に参加した助成対象者は、帰着後2週間以内に別紙「学会等参加報告及び旅費助成申請書」を指導教員の確認を経て、代表理事に提出しなければならない。
3. 前項の「学会等参加報告及び旅費助成申請書」には、次の1号から3号については原本を、また4号については写しを添付しなければならない。

① 航空機利用に係る領収書及び搭乗半券または搭乗証明書　（原本）
② 宿泊に係る領収書　（原本）
③ JR利用に係る領収書　（原本）
④ 学会等のプログラム及び参加証等　（写し）

第7条　【申請期間】

前条第2号の申請は、当該年度の4月1日より翌年3月末日までとする。また、開催日が年度末であり、申請が間に合わない場合はこの限りではない。（開催期日より2週間以内の申請に限る。）

第8条　【雑則】

この規程に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議を経て別に定める。

附則

1. この規程は、平成30年1月1日から施行する。
2. 改正後の規程は、令和5年5月28日から施行する。